



越谷市と埼玉県立大学との連携協力に関する包括協定書

越谷市（以下「甲」という。）と埼玉県立大学（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携協力により、協働のまちづくりを推進するとともに、保健・医療・福祉、産業振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携協力を行う。

- (1) まちづくりに関すること。
- (2) 保健・医療・福祉の充実に関すること。
- (3) 環境の保全・創造に関すること。
- (4) 産業振興に関すること。
- (5) 学校教育・生涯学習・国際交流・スポーツの振興に関すること。
- (6) 人材育成に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、連携協力を推進するために必要な事項に関すること。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれかから終了の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

平成21年7月30日

甲 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市

越谷市長

板川 文夫

乙 埼玉県越谷市大字三野宮820番地

埼玉県立大学

学長

佐藤 進